

相手国政府・ 相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
モロッコ	地方村落妊産婦ケア改善計画のための贈与に関する日本国政府とモロッコ王国政府との間の交換公文	地方村落妊産婦ケア改善計画を実施するために必要な 1. 産室及び関連施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機械及びその据付けに必要な役務の供与 3. 車面及びその調達に必要な役務の供与 4. 上記1、2及び3の生産物の輸送に必要な役務の供与	465,000千円 H15.1.21まで	H14.1.22 ラバトで (同日)	日本側 佐藤裕美在モロッコ大使 モロッコ側 タミ・エル・カイアアリ保健大臣	H14.6.7 248号
モロッコ	地方村落妊産婦ケア改善計画のための贈与に関する日本国政府とモロッコ王国政府との間の交換公文	地方村落妊産婦ケア改善計画を実施するために必要な 1. 産室及び関連施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機械及びその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1及び2の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1及び2の施設及び機械の維持・管理指導に必要な役務の供与	784,000千円 H15.3.31まで	H14.6.26 ラバトで (同日)	日本側 藤田和彦在モロッコ臨時代理大使 モロッコ側 タミ・エル・カイアアリ保健大臣	H15.6.24 192号
モロッコ	シナイハセイン零細漁村開発計画のための贈与に関する日本国政府とモロッコ王国政府との間の交換公文	シナイハセイン零細漁村開発計画を実施するために必要な 1. 防波堤、魚市場及び関連施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1の生産物の輸送に必要な役務の供与	515,000千円 H16.1.28まで	H15.1.29 ラバトで (同日)	日本側 河村悦孝在モロッコ大使 モロッコ側 モハマッド・タイエブ・ラフエス漁業大臣	H16.8.18 481号
モロッコ	シナイハセイン零細漁村開発計画のための贈与に関する日本国政府とモロッコ王国政府との間の交換公文	シナイハセイン零細漁村開発計画を実施するために必要な 1. 魚市場及び関連施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機械及びその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1及び2の生産物の輸送に必要な役務の供与	219,000千円 H16.3.31まで	H15.7.22 ラバトで (同日)	日本側 河村悦孝在モロッコ大使 モロッコ側 モハマッド・タイエブ・ラフエス漁業大臣	H16.9.16 598号
モロッコ	ベンスリマン地区飲料水計画のための贈与に関する日本国政府とモロッコ王国政府との間の交換公文	ベンスリマン地区飲料水計画を実施するために必要な 1. 機械及び資材並びにそれらの調達に必要な役務の供与 2. 上記1の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 維持・管理指導と上記1の生産物の保守管理 4. 飲料水の安定供給のための啓蒙活動に必要な役務の供与	93,000千円 H16.3.31まで	H15.9.17 ラバトで (同日)	日本側 河村悦孝在モロッコ大使 モロッコ側 アブデルケビル・ザフーバ国土整備・水利・環境大臣付き水利担当国務長官	H16.7.20 359号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。